

岩手県監査委員告示第12号

監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年 3月30日

岩手県監査委員 高 橋 元
 岩手県監査委員 佐々木 大 和
 岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 医療局

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年 6月24日、同月29日及び同月30日

イ 本監査実施日 平成23年 7月28日

（3） 監査結果の公表の日 平成23年 9月 2日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|---|
| <p>その他医業外収益の調定に当たり、納入通知書を発行していないものが1件、5,010,405円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>その他医業外収益の調定に当たり、発行していなかった納入通知書については、平成23年7月19日付けで発行した。</p> <p>今後は、調定に併せて納入通知書を発行することとし、納入通知書原簿による債権管理及び未収金の適正な事務処理を行い、再発防止に努めることとした。</p> |
| <p>勤労手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、91,551円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>勤労手当の支給に当たり、過大支給となったものについては、返納手続を行い、平成23年8月5日に収納した。</p> <p>今後は、確認資料をデータで共有し、複数の担当者によるチェック体制をとり、再発防止に努めることとした。</p> |
| <p>財産の管理に当たり、不動産管理簿を整理していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> | <p>不動産管理簿については、不動産管理簿を作成する財務会計システムにデータ欠落の不具合があったことから、システムの修正を行い、平成24年2月29日に作業を完了した。</p> <p>また、不動産管理簿の整理については、今年度の実地検査において検査対象病院の担当者の指導を行ったほか、全病院の事務職員が出席する会議において、管理の徹底について周知した。</p> |
| <p>固定資産の管理に当たり、固定資産台帳に記載されている備品の所在を確認できないなど、整理がされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。</p> | <p>固定資産の管理に当たり、所在を確認できなかった備品については、すでに廃棄されていたことから、平成23年7月29日に除却処理を行った。</p> <p>今後は、備品に資産番号を表示するとともに、定期的に所在の確認を行い、再発防止に努めることとした。</p> |

2（1） 監査対象機関名 岩手県立遠野病院

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年 6月16日

イ 本監査実施日 平成23年 7月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|--|---|
| 通勤手当及び特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、5,600円、少なく支給しているものが3件、38,836円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 通勤手当及び特殊勤務手当の支給については、平成23年8月15日に追給及び返納処理を行った。 今後は、担当者を含めた課内職員による規則及び規程の再確認を行うとともに、チェック体制の強化を図る等、再発防止に努めることとした。 |

3(1) 監査対象機関名 岩手県立中部病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年6月22日及び同月23日

イ 本監査実施日 平成23年7月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|--|
| その他医業収益の徴収に当たり、債権確定後著しく遅れて調定しているものが4件、306,392円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | その他医業収益の調定の遅れについては、事務局の係長会議において事務遅延に対する意識啓発を行うとともに、業務の進行管理の徹底について周知を行った。 |
| 診療報酬の請求に当たり、請求すべき金額より少なく請求しているものが1件、70,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 診療報酬の請求については、請求のための伝票に誤りがあったため過少請求となったことから、複数の職員による伝票の見直し及び診療報酬制度の勉強会の実施等により適正な事務の執行に努めることとした。 |
| 特殊勤務手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給していないものが4件、52,000円、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、14,783円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、留意改善を要する事項が多数に及んでいるので、組織的なチェック体制を構築するなど、再発防止に努められたい。 | 特殊勤務手当及び勤勉手当については、平成23年2月16日及び同年8月15日に追給した。 事務局の係長会議において事務遅延に対する意識啓発を行うとともに、業務の進行管理の徹底について周知を行い、また、複数の職員によるチェック体制をとることにより再発防止に努めることとした。 |

4(1) 監査対象機関名 岩手県立一戸病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成23年6月21日

イ 本監査実施日 平成23年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 平成23年9月2日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

| 留意改善を要する事項 | 措置内容 |
|---|--|
| 公衆衛生活動収益の徴収に当たり、債権確定後相当期間経過してから調定しているものが2件、119,008円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 | 公衆衛生活動収益の調定の遅れについては、診療科との連携を密にして受診動向を把握し、また、健診情報を課内で共有することにより業務の進捗状況を把握できる体制をとることにより再発防止に努めることとした。 |